

障害者差別解消法施行に向けた県の取組みについて

1 検討すべき事項

(1) 障害者差別解消法に基づき行うこととされている事務について

- ①職員対応要領の作成（法第 10 条）
- ②紛争解決・相談体制の整備（法第 14 条）

(2) 県独自の差別解消に向けた取組みについて

- ①普及啓発など、その他差別解消に係る事項

2 検討体制

○「岐阜県障がい者差別解消体制検討委員会」による検討（年 3 回程度開催予定）

①第 1 回（5 月 29 日開催）

- ・差別等事例、配慮や工夫の提案調査の実施について
- ・他都道府県の取組み（条例等）について

②第 2 回（7 月 28 日開催）

- ・障がい者団体アンケート、差別等の事例、配慮や工夫の提案調査結果について
- ・職員対応要領案について
- ・他都道府県の相談・紛争解決等体制について
- ・普及啓発について

→検討委員会での検討結果を「岐阜県障害者施策推進協議会」に諮る

3 検討状況

(1) 障害者差別解消法に基づき行うこととされている事務について

①職員対応要領の作成

- ・差別的取扱いや合理的配慮の具体例及び県職員が配慮すべき事項等について、障がい者団体から意見聴取（アンケート調査を 6 月に実施）。

＜方法＞県内障がい者団体 29 団体を通じた募集、県HPによる募集

- ・県条例制定県等の状況を調査し、その状況を参考に素案を作成。

※第 2 回検討委員会に素案を提示し議論。

②紛争解決・相談体制の整備

- ・他県の状況を調査し、その状況を踏まえて検討。

※第 2 回検討委員会に他県状況を提示し議論。

(2) 県独自の差別解消に向けた取組みについて

①県独自の取組みについて

- ・障がい者団体 29 団体に意向調査を実施（6 月）

②普及啓発について

- ・県下 5 圏域での街頭啓発の実施（12 月 3～9 日の障害者週間を中心に実施）
- ・県職員による出前講座の実施、啓発パンフレットの作成

岐阜県障がい者差別解消体制検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会を実現するために必要な仕組みについて、調査、研究及び検討を行うため、岐阜県障がい者差別解消体制検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「法」という。)第10条に基づく「地方公共団体等職員対応要領」の作成に関する事項
- (2) 法第14条に基づく相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関する事項
- (3) 障がいを理由とする差別の解消に係る啓発活動に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、岐阜県健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、岐阜県健康福祉部長が招集する。

別表(第3条関係)

区分	所 属	職 名	氏 名	分 野	備 考
学 識 経 験 者	岐阜大学教育学部	教 授	池谷 尚剛	教 育	施策推進協議会委員
	岐阜経済大学	教 授	佐藤八千子	福 祉	〃
	岐阜県医師会	常務理事	堀部 廉	医 療	〃
	朝 日 大 学	教 授	大野 正博	法 学	〃
障 が い 者 団 体	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	松井 逸朗	身体障がい	施策推進協議会委員
	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	会 長	小板 孫次	知的障がい	〃
	岐阜県自閉症協会	会 長	水野佐知子	発達障がい	〃
	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	中村 剛	精神障がい	〃
企 業 等	(一社)岐阜県経営者協会 (株) パ ー ク	専務理事 総務部管財・庶 務マネージャー	安藤 正弘 梅村 克利	経 済 団 体 障がい者雇用企業	

スケジュール (案)

	取 組 内 容
5月	○第1回障がい者差別解消体制検討委員会 (5/28)
6月	○障がい者団体アンケート調査 ○差別等の事例、配慮や工夫の提案募集 (障がい者団体、県HP) ○庁内会議 (6/11) (庁内における配慮事例等調査)
7月	○第2回検討委員会 (7/28)
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○第1回岐阜県障害者施策推進協議会 (9/7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体アンケート調査結果について ・差別等の事例、配慮や工夫の提案募集結果について ・職員対応要領 (案) について ・相談・紛争防止等体制について ・普及啓発活動について </div> <p>○職員対応要領 (案) について、障がい者団体へ意見照会</p>
10月～ 11月	<p>○第3回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領案について ・紛争解決・相談体制整備について ・県独自の取組みについて <p>○対応要領最終案の作成 (庁内調整等)</p>
12月	<p>○普及啓発活動 (障害者週間 (12月3日～9日))</p> <p>○庁内会議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○第2回岐阜県障害者施策推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員対応要領、紛争解決・相談体制整備 ・県独自の取組み <p>→最終決定</p> </div>
1月～	<p>○職員対応要領の策定・普及周知</p> <p>○職員研修の実施</p>

障がい者の差別解消に係る経緯等

1 国の動き

- ・平成 18 年 12 月に国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択されて以降、条約批准に向け、国内法の整備が進められてきた。障害者差別解消法の制定で法律の整備に区切りが付き、平成 26 年 1 月に権利条約を批准。

	法律名	概要
H18. 12	障害者の権利に関する条約の国連採択	
H23. 8	障害者基本法の改正	障害者に対する差別の禁止（第 4 条）
H24. 10	障害者虐待防止法の制定	国などに障害者虐待防止等の責務を課す
H25. 6	障害者差別解消法の制定	差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止等
H26. 1	障害者の権利に関する条約を批准	
H27. 2	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	障害者差別解消法第 6 条に基づき、政府として基本方針を策定
H28. 4	障害者差別解消法の施行	職員対応要領、相談・紛争解決の体制整備

2 障害者差別解消法について

- ・障害者基本法第 4 条の差別の禁止の基本原則を具現化したもの。

(1) 差別を解消するための措置

①差別的取扱いの禁止

不当な差別的取扱いをすることによる、障がい者の権利利益侵害を禁止。

②合理的配慮の不提供の禁止

障がい者から意思の表明があった場合は、実施に伴う負担が過重でない時は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

③具体的な対応

- ・政府全体 ⇒ 差別の解消の推進に関する基本方針を策定（H27. 2）
- ・国、地方公共団体等 ⇒ 職員が適切に対応するための要領を策定
- ・国（主務大臣）⇒ 分野別に事業者の対応指針を策定

(2) 差別を解消するための支援措置

①相談・紛争解決の体制整備

国・地方公共団体は障がい者等からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制を整備。

②地域における連携

国・及び地方公共団体の機関において、障害者差別解消支援地域協議会を組織し、相談や紛争の防止・解決等を推進するネットワークを構築。

③啓発活動

国・地方公共団体は国民の関心と理解を深めるために必要な啓発活動を行う。

④情報の収集、整理及び提供

国は差別解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う。